

JIS

UDC 621.318.1:546.723-31

K 1462

フェライト用酸化鉄(Ⅲ) (フェライト用酸化第二鉄)

JIS K 1462⁻¹⁹⁸¹

(2002 確認)

(2006 確認)

昭和56年3月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

化学製品部会 無機薬品第一専門委員会 構成表

	氏 名	所 属
(委員長)	小 島 益 生	工業技術院化学技術研究所
	鈴 木 晃	通商産業省基礎産業局
	田 村 尹 行	工業技術院標準部
	渡 辺 保	通商産業省工業品検査所
	廣 瀬 清	堺化学工業株式会社
	大 野 昌 美	日本化学工業株式会社
	岡 本 邦 夫	株式会社ヤマトヤ商会
	市 川 宏 彦	武田薬品工業株式会社
	田々楽 伸 匡	利根産業株式会社
	内 野 篤	三菱瓦斯化学株式会社
	沢 田 正 明	株式会社長井製薬所
	佐々木 一 郎	日本無機薬品協会
	堀 春 雄	社団法人日本水道協会
	洞 沢 勇	社団法人日本下水道協会
	鈴 木 雄 一	財団法人化学品検査協会
	山 北 茂	紙・パルプ技術協会
	山 浦 基 利	電子材料工業会
	田 中 郁 衛	化成品工業協会
	福 見 順	合成樹脂工業協会
	大 越 市 郎	日本試薬連合会
(事務局)	飛 田 勉	工業技術院標準部繊維化学規格課
	天 野 正 喜	工業技術院標準部繊維化学規格課

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 36.12.1 改正：昭和 56.3.1 確認：昭和 61.5.1

官 報 公 示：昭和 61.5.6

原案作成協力者：日本無機薬品協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学製品部会（部会長 三輪 大作）

審議専門委員会：無機薬品第一専門委員会（委員長 小島 益生）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 種 類	1
3. 品 質	1
4. 試料採取方法	1
5. 試験方法	1
5.1 一般事項	1
5.2 酸化鉄(Ⅲ)	1
5.2.1 定量方法の種類	1
5.2.2 ニクロム酸カリウム滴定法	1
5.2.3 EDTA 滴定法	3
5.3 乾燥減量	4
5.4 二酸化けい素	4
5.4.1 定量方法の種類	4
5.4.2 吸光光度法	4
5.4.3 重 量 法	6
5.5 アルミニウム	7
5.5.1 定量方法の種類	7
5.5.2 吸光光度法	7
5.5.3 原子吸光光度法	9
5.6 マンガン	9
5.6.1 定量方法の種類	9
5.6.2 吸光光度法	9
5.6.3 原子吸光光度法	10
5.6.4 けい光 X 線法	11
5.7 カルシウム	13
5.7.1 定量方法の種類	13
5.7.2 原子吸光光度法	14
5.7.3 けい光 X 線法	14
5.8 硫酸イオン	15
5.8.1 定量方法の種類	15
5.8.2 亜鉛還元-重量法	15
5.8.3 アルミニウム還元-重量法	16
5.8.4 L-アスコルビン酸還元-重量法	16
5.8.5 燃 焼 法	17
5.8.6 けい光 X 線法	19
5.9 塩化物イオン	20
5.9.1 定量方法の種類	20
5.9.2 吸光光度法	20
5.9.3 けい光 X 線法	21
6. 表 示	22
引用規格	23
解 説	25

白 紙

フェライト用酸化鉄(Ⅲ)
(フェライト用酸化第二鉄)

K 1462-1981

(1986 確認)

Iron (III) Oxide for Ferrite

1. 適用範囲 この規格は、フェライト用酸化鉄(Ⅲ)について規定する。

備考 この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、国際単位系(SI)によるものであって、参考として併記したものである。

2. 種類 フェライト用酸化鉄(Ⅲ)は、主成分とその他の成分の含量によって、次の3種類に分ける。

(1) 1 種

(2) 2 種

(3) 3 種

3. 品質 フェライト用酸化鉄(Ⅲ)は、5. によって試験し、次の表の規定に適合しなければならない。

表

成 分 \ 種 類	1 種	2 種	3 種
酸化鉄(Ⅲ)(Fe ₂ O ₃) %	99.0 以上	98.8 以上	98.5 以上
乾燥減量 %	0.30 以下	0.30 以下	0.30 以下
二酸化けい素(SiO ₂) %	0.01 以下	0.06 以下	0.30 以下
アルミニウム(Al) %	0.02 以下	0.02 以下	0.05 以下
マンガン(Mn) %	0.30 以下	0.30 以下	0.30 以下
カルシウム(Ca) %	0.01 以下	0.02 以下	0.04 以下
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻) %	—	0.20 以下	0.30 以下
塩化物イオン(Cl ⁻) %	—	0.15 以下	0.15 以下

4. 試料採取方法 試料は、全体を代表するように、受渡し当事者間の協定に基づく合理的な方法によって採取する。

5. 試験方法

5.1 一般事項 一般事項は、次のとおりとする。

(1) 化学分析について共通する一般事項は、JIS K 0050 (化学分析通則) による。

(2) 吸光光度法については、JIS K 0115 (吸光光度分析方法通則) による。

(3) 原子吸光光度法については、JIS K 0121 (原子吸光分析方法通則) による。

(4) けい光 X 線法については、JIS K 0119 (けい光 X 線分析方法通則) による。

5.2 酸化鉄(Ⅲ)

5.2.1 定量方法の種類 酸化鉄(Ⅲ)の定量方法には、次の2種類があり、そのいずれを用いてもよい。

(1) ニクロム酸カリウム滴定法

(2) EDTA 滴定法

5.2.2 ニクロム酸カリウム滴定法 ニクロム酸カリウム滴定法は、次のとおりとする。

(1) 要 旨 試料を塩酸に溶解し、塩化すず(Ⅱ)溶液を加えて鉄(Ⅲ)イオンを鉄(Ⅱ)イオンに還元し、更